

平成 26 年（2014 年）11 月 22 日

「公認心理師法案」廃案に対する声明

開業臨床心理士協会（事務局：愛知県安城市朝日町 2-1）
会長・正会員：鈴木 誠（くわな心理相談室）
正会員：亀井敏彦（はこ心理教育研究所）
正会員：小泉規実男（小泉心理相談室）
正会員：佐野直哉（佐野臨床心理研究所）
正会員：手束邦洋（手束心理言語臨床研究所）
正会員：中村勝治（中村心理カウンセリング）
正会員：堀 恵子（ながら心理相談室）
正会員：宮地幸雄（岐阜カウンセリング研究所）
準会員：浅井真奈美（小泉心理相談室）
準会員：早川すみ江（小泉心理相談室）
準会員：廣藤奈津子（小泉心理相談室）
特別会員：渡辺雄三（渡辺雄三分析心理室）

第 186 回通常国会において上程され、第 187 回臨時国会で継続審議が行なわれてきました「公認心理師法案」は、11 月 21 日の衆議院の解散に伴い、廃案となることが決定いたしました。

「公認心理師法案」について、私たち開業臨床心理士協会は、全会員の総意により、「臨床心理学という学問がまったく軽視されていること」「医師の指示条項があること」「大学卒業者にも受験資格が与えられていること」などの理由により、この法案には強く反対し、その修正を求めてまいりました。

今回、衆議院の解散により、クライアントと臨床心理士の双方に多大な損害と悪影響を与える危険のある、この不十分な法案が廃案になりましたが、現行の「臨床心理士資格」に準ずる真にクライアントの方々の手助けに役立つ国家資格を制定することができなかったことについては、非常に残念に思っております。

現行の「臨床心理士資格」に準ずる、真にクライアントの方々の手助けに役立つ国家資格化のために、日本の臨床心理士界及び臨床心理学界をリードする指導部の方々、とりわけ臨床心理関連四団体（日本心理臨床学会・日本臨床心理士認定協会・日本臨床心理士会・日本臨床心理士養成大学院協議会）の執行部の方々が、クライアントの方々の利益と臨床心理士の総意とに基づいて、国家資格制定への一丸となった運動に真摯に取り組んでいただきますよう、ここに改めて強く要望いたします。

また、開業臨床心理士協会の全会員も、国家資格はどうあるべきかを引き続き討議、検討していく所存ですが、一人一人の臨床心理士におかれましても、指導部任せの他人事ではなく、真にクライアントの手助けに役立つ、そして現場の臨床心理士にとって必要な国家資格とはどうあるべきかを、もう一度考えていただきたく、お願いいたします。

以上